

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設
第6回用地選定検討委員会

日時 令和7年11月14日（金）

14時～

場所 紀南広域廃棄物最終処分場 管理棟2階会議室

次第

1. 開会
2. 委員会スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
3. パブリックコメントの回答（案）について・・・・・・・・・・資料2
4. 3次選定の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
5. 第7回委員会の開催方法について
6. 閉会

項目	業務工程																		備考		
	令和6年度 (2024年度)									令和7年度 (2025年度)											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
(1)用地選定作業等	ア	基本構想の検証																			
	イ	施設整備の基本方針に関する基本的事項の整理																			
	ウ	用地選定に関する基礎資料の整理																			
	エ	評価方法案の作成																			
	オ	施設整備用地の絞り込み																			
		(ア)	1次選定																		
		(イ)	2次選定																		
	(ウ)	3次選定																			
	カ	施設整備用地の比較評価																			
	選定結果の取りまとめ																				
答申（組合事務局の業務）																			★		
(2)委員会		★ 第1回	★ 第2回		★ 第3回		★ 第4回			★ 第5回				★ 第6回				★ 第7回	★ 第8回		
廃棄物専門部会	用地選定検討委員会事前協議	★	★		★		★			★			★	★				★	★		
事業主体検討・調整	地元（事前）説明																				・当初は2次選定時点で候補地が一定数まで絞られる想定で、パブリックコメント期間後（期間内）に地元説明を予定していました。 ・現時点では候補地の見込みがたっていないことから、地元説明は未定とし、必要に応じて実施することとします。
パブリックコメント																					募集 　　まとめ 　　公表

第1回委員会（10/11(金) 9:30～）
 ・開会
 ・委員委嘱
 ・委員長・副委員長の選出
 ・諮問
 ・基本構想の検証①

第2回委員会（11/11(月) 9:30～）
 ・基本構想の検証②

第3回委員会（1/23(木) 14:00～）
 ・候補地選定方法について
 （1次選定～3次選定の手順について、
 選定条件や評価項目について）

第4回委員会（3/31(月) 14:00～）
 ・1次選定について

第5回委員会（6/26(木) 14:00～）
 ・2次選定について
 ・3次選定の考え方（案）について
 ・パブリックコメントの募集について

第6回委員会（11/14(金) 14:00～）
 ・パブリックコメントの回答（案）
 について
 ・3次選定の考え方について

第7回委員会（2月下旬頃）
 ・3次選定結果について
 ・候補地の比較評価（実施）について

第8回委員会（3月中旬頃）
 ・選定結果の取りまとめについて
 ・答申（案）の決定

パブリックコメントの回答（案）について

田辺広域一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設）整備用地選定に係る3次選定の考え方（案）に対するパブリックコメント（意見募集）については、令和7年8月1日（金）から令和7年9月1日（月）まで募集しましたが、ご意見等はございませんでした。

3次選定の考え方について

「3次選定の考え方（案）について」より変更した箇所は、変更内容に応じて以下のとおり区分する。

- 赤字：3次選定の方針に係る変更箇所
- 青字：3次選定の考え方に係る補足説明や誤字の修正等、3次選定の方針に影響が少ない変更箇所

1. はじめに

3次選定の考え方に関して、第3回用地選定検討委員会資料における提示内容、委員より頂いた意見、1次選定及び2次選定を踏まえた事務局意見を以下に示す。

なお、これらの内容を踏まえた3次選定の考え方（案）については、次項以降に示す。

(1) 3次選定方針

1次選定及び2次選定において抽出された整備検討地域を対象に、環境保全性（レッドデータブック等）、経済性（収集運搬費、建設費等）、利便性（直接持込の容易性、周辺における主要な幹線道路の有無等）などを総合的に判断した上で、ごみ処理施設の立地が適している地域を抽出、比較評価し、委員会で決定した配点による順位付けを行う。

(2) 用地選定検討委員会における3次選定に関連する意見・審議結果

1) 洪水浸水想定区域について

1級河川の近傍を建設地とし、浸水対策として盛土による嵩上げをしている事例がある。洪水浸水想定区域については3次選定における評価項目とすることも考えられる。（第3回用地選定検討委員会 委員より）

2) 用途地域（準工業地域）について

準工業地域においても工場以外の建物が建設可能であり、建設物の立地状況によっては廃棄物処理施設の建設が不適な可能性がある。3次選定で評価項目にする等、準工業地域についても検討いただきたい。（第3回用地選定検討委員会 委員より）

3) 生物多様性保全上注目すべき地域（和歌山県レッドデータブック）について

和歌山県レッドデータブックにおいて、「生物多様性保全上注目すべき地域」が定められている。1次選定結果において重複している箇所もあるが、本項目についても用地選定において考慮する必要があると考える。（第4回用地選定検討委員会 委員より）

4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち急傾斜地について

- 対策工事をするすることで、安全性の確保は可能と考えている。そのため、2次選定における評価項目にするのではなく、3次選定において評価してはどうかと考えている。（第4回用地選定検討委員会 オブザーバーより）
- 施設までの道路を含めて、警戒区域の指定範囲を確認しておくほうがよい。（第4回用地選定検討委員会 委員より）

(3) 事務局意見

1次選定及び2次選定において対象外となる施設や河川・道路等が残存しており、3次選定において考慮する必要がある。

2. 3次選定の方針

(1) 3次選定における評価の観点

3次選定においては、施設整備・運営における環境保全性、経済性、利便性、土地形状、地域との合意形成の観点に基づき、評価を行う。

(2) 3次選定の手順

1次選定結果及び2次選定結果を重ね合わせた図を以下に示す。

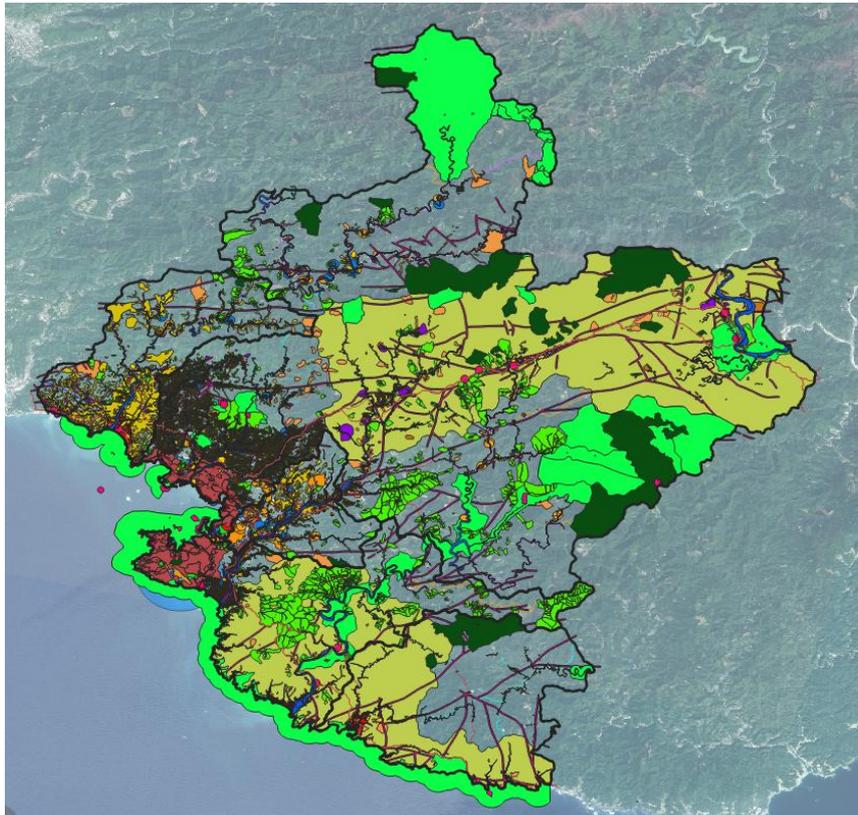


図1 1次選定結果及び2次選定結果

1次選定結果及び2次選定結果では、山林地域や建替え・移転が困難な施設、河川・道路等が残存している。

そのため、3次選定においては、まず、評価の観点に基づく評価項目により、更なる絞込みを行う。なお、当初は2次選定の評価項目としていた敷地面積による絞込みは、この段階で実施する。

次に、絞込みにより残存した区域において、評価の観点に基づき設定した評価項目をもとに比較評価を行う。

3. 区域の絞り込み

3次選定における評価の観点に基づき、区域の絞り込みに係る評価項目を以下のとおり設定する。
以下の評価項目に基づき絞り込みを行い、複数の候補地を抽出する。

項目	内容	条件としての選定理由	
①環境保全性	1) 用途地域(準工業地域)	用途地域(準工業地域)外の区域に絞り込む。 ※用途地域(準工業地域)の参照元：国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト	用途地域(準工業地域)においても住居、商業施設等が建設される場合があるため。
	2) 施設等	継続利用し、建替え・移転が困難な建物・施設等(開発の申請がある地域を含む)を除く区域に絞り込む。	2次選定で考慮できていない施設・設備等を考慮するため。
	3) 緊急輸送道路からの距離	緊急輸送道路から約2kmの圏内に絞込み。 ※緊急輸送道路の参照元：国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト	災害時等の円滑な復旧を考慮するため。
	4) 生物多様性保全上注目すべき地域	生物多様性保全上注目すべき地域を除く区域に絞り込む。 ※生物多様性保全上注目すべき地域の参照元：和歌山県レッドデータブック、有識者へのヒアリング ※有識者へのヒアリング等を踏まえて、詳細な区域を精査する。	構成5市町の環境において特に重要度が高く、保全に努めることが望ましいため。 ※比較評価における、生物多様性保全上注目すべき地域に係る評価項目は削除する。
②経済性・利便性	1) 人口重心(構成5市町全体)からの距離	人口重心(構成5市町全体)から約10km圏内に絞り込む。 ※人口重心の参照元：総務省統計局：我が国の人口重心 一令和2年国勢調査結果から一 参考資料(各都道府県及び市区町村の人口重心) ※人口重心(構成5市町全体)は、表下に示す方法で算出する。	収集運搬コスト、直接持ち込みのしやすさを考慮するため。
	2) 上水道	配水管(100Φ以上)から500mの範囲内に絞り込む ※配水管位置の参照元：構成5市町の参考資料 ※区域内であっても給水量が不足することが見込まれる箇所等は、必要に応じて候補地対象外とする。	給水可能範囲を考慮するため。
③土地形状	1) 傾斜度	土地の平均傾斜度18度未満の区域に絞り込む。 ※傾斜度の参照元：国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト(5次メッシュ、平均傾斜角度)	「縦断勾配の限界に関する検討」(国土技術政策総合研究所)において、自動車通行における縦断勾配の限界は32%(約17.7度)とされており、車両通行の利便性等を考慮するため。
	2) 敷地面積	敷地面積2.5haを確保可能な区域に絞り込む。	施設整備基本構想において設定した敷地面積を確保するため。
	3) 敷地形状等	施設の配置が困難と想定される箇所(狭長な形状、河川、道路、標高差等)を除く区域に絞り込む。	建設・運営に支障がない施設配置を可能にするため。
④その他	構成5市町の事情により、施設の配置が困難と想定される箇所を除く区域に絞り込む。		

※人口重心（構成5市町全体）の算出方法

「人口重心の算出方法について」（総務省統計局）より、以下の計算式で構成5市町全体の人口重心を算出する。

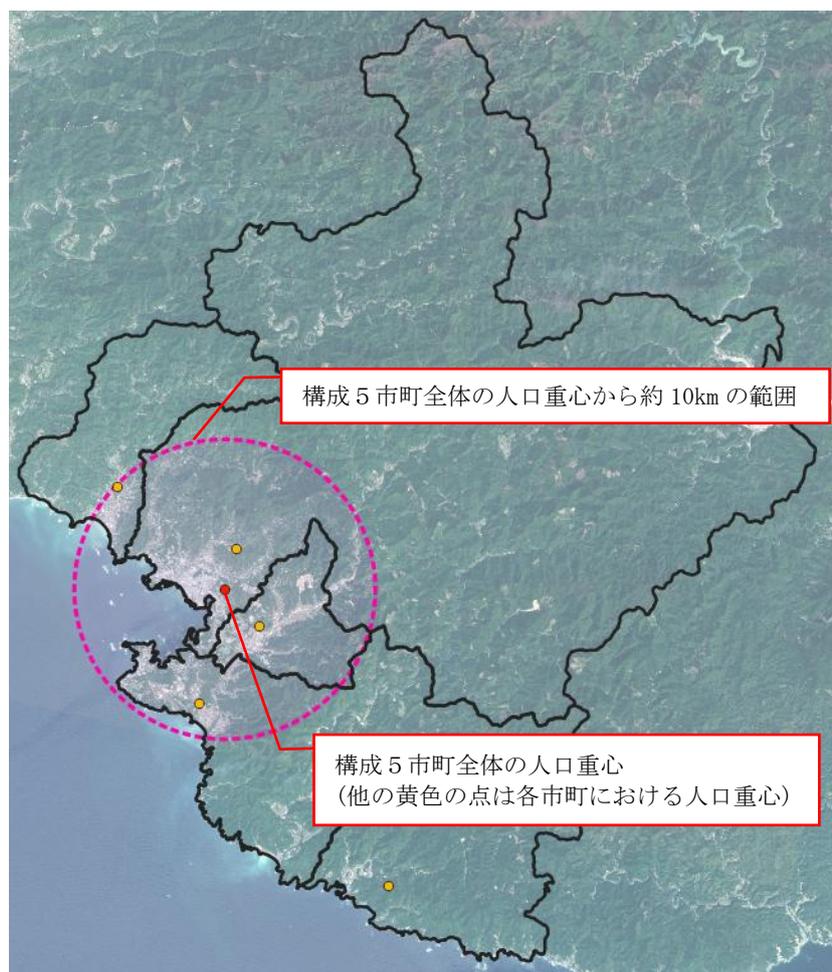
$$x = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)} \quad y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$

x、y : 人口重心の経度、緯度
 x_i、y_i : 基本単位区ごとの面積の中心点の経度、緯度 (註)
 w_i : 基本単位区ごとの人口

項目	経度	緯度	人口
田辺市	135.415573	33.750453	69,870 人
みなべ町	135.329969	33.788039	11,818 人
上富田町	135.431635	33.704189	15,236 人
白浜町	135.388684	33.657602	20,262 人
すさみ町	135.524419	33.547882	3,685 人
構成5市町全体	135.407082	33.726555	120,871 人

※田辺市、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町の人口重心は総務省統計局を参照。構成5市町の人口重心は計算式により算出。

※構成5市町全体の人口重心から10kmの範囲図



4. 区域の比較評価

3次選定における評価の観点に基づき、区域の比較評価に係る評価項目を以下のとおり設定し、区域の絞込みで抽出した複数の候補地を対象に比較評価を行う。

※ 評価項目によっては、候補地全域ではなく施設の配置を踏まえて評価することが望ましい場合がある。このため、候補地内における地理条件や候補地周辺における道路・建物等を踏まえて施設の配置が合理的と想定される位置を「施設位置」と定める（図2参照）。

※ 土地条件（位置、土地形状、インフラ整備状況等）が類似しており、比較評価により同等の結果となる見込みの候補地群がある場合は、人口重心（構成5市町全体）に最も近い候補地を当該候補地群の代表として比較評価の対象とし、当該候補地群における他の候補地は、比較評価の対象としない可能性がある（図3参照）。

※ 各評価項目の配点については、環境保全性、経済性、利便性等の観点から評価項目間を比較し、重要度を考慮して設定した。

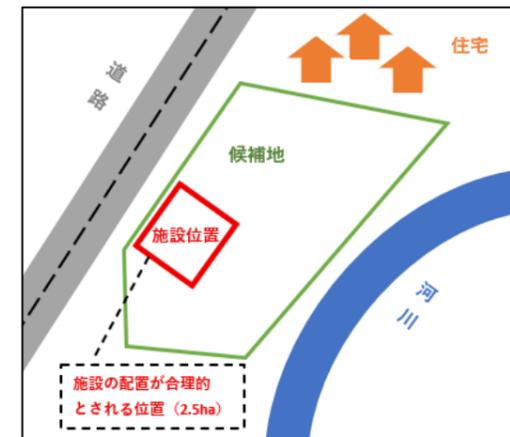


図2 施設の配置が合理的とされる施設位置の考え方



図3 土地条件（位置、土地形状、インフラ整備状況等）が類似している候補地の代表を決める考え方

項目			配点	内容
① 環境保全性	1) 自然環境保全	ア 施設の建設による自然改変状況	7点	<p>施設建設によって生じる、施設位置候補地及び候補地周辺における自然林・二次林等（植生自然度7以上の植生）植林地等の改変の程度に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省の植生調査（植生自然度調査）や航空写真等により、施設位置候補地における自然林・二次林等 植林地等の状況を確認する。 評価基準 ◎7点：施設位置候補地に自然林・二次林等 植林地等がない場合 ○5点：施設位置候補地の半分未満の面積に自然林・二次林等 植林地等が存在するが、施設位置には存在しない場合 △3点：施設位置の半分以上の面積一部に自然林・二次林等 植林地等が存在する場合 ×0点：施設位置がの全体に自然林・二次林等 植林地等が存在する場合 <p>※備考 植生の重要度を評価に反映するため、植生自然度7以上（有識者へのヒアリングに基づき設定）を評価対象にする。</p>
		イ 生物多様性保全上注目すべき地域（和歌山県レッドデータブック）		<p>候補地及び候補地周辺における、生物多様性保全上注目すべき地域の有無に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地選定検討委員会委員等の有識者に対するヒアリング等により、候補地及び候補地周辺における生物多様性保全上注目すべき地域の状況を確認する。 評価基準 ◎：候補地に生物多様性保全上注目すべき地域がない場合 ○：候補地に生物多様性保全上注目すべき地域が存在するが、施設位置には存在しない場合 ×：施設位置に生物多様性保全上注目すべき地域が存在する場合 <p>※備考 区域の絞込み条件において生物多様性保全上注目すべき地域を追加したため、比較評価項目からは削除する。</p>
	2) 生活環境保全	ア 住宅からの距離	5点	<p>施設周辺住民の生活環境に対する配慮のため、施設位置と、最も近い住居との直線距離に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空写真等により、施設位置と住居との直線距離を確認する。

項目		配点	内容																		
			<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準 施設位置と住居の直線距離が最も離れている候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。 【点数 = 配点 × (当該候補地における施設位置と住居との直線距離) / (最も離れている施設位置と住居との直線距離)】 ※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。 																		
3) 防災	ア 洪水浸水想定区域	5点	<p>施設における浸水対策や、浸水リスクを考慮するため、洪水浸水想定区域及び浸水深に基づき評価する。なお、洪水浸水想定規模は、想定最大規模とする。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の国土数値情報ダウンロードサイト等により、計画規模の洪水浸水想定区域及び浸水想定深を確認する。 ・評価基準 <ul style="list-style-type: none"> ⊕5点 : 施設位置が洪水浸水想定区域ではない場合 ⊖3点 : 施設位置の浸水深0m以上、0.5m未満の場合 △1.5点 : 施設位置の浸水深0.5m以上、3.0m未満の場合 ×0点 : 施設位置の浸水深3.0m以上の場合 <p>※施設位置の一部でも洪水浸水想定区域に含まれている場合は、上記の○、△、×のいずれかに該当するものとする。</p>																		
	イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち急傾斜地	5点	<p>施設における土砂災害対策、土砂災害リスクを考慮するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち急傾斜地の指定の有無に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の国土数値情報ダウンロードサイト等により、土砂災害警戒区域等の指定状況を確認する。 ・評価基準 <ul style="list-style-type: none"> ⊕5点 : 施設位置において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の急傾斜地指定がない場合 ⊖2.5点 : 施設位置において土砂災害警戒区域の急傾斜地指定はあるが、土砂災害特別警戒区域には指定がない場合 ×0点 : 施設位置において土砂災害特別警戒区域の急傾斜地指定がある場合 <p>※施設位置の一部でも土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域に含まれている場合は、上記の○、×のいずれかに該当するものとする。</p>																		
	ウ 盛土等	5点	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）において都道府県知事の許可対象となる盛土等の規模を参考に、盛土等の規模に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法において許可対象となる盛土等の規模のうち、土地の形質の変更（盛土・切土）要件に該当するか否か確認する。また、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の指定状況も評価に反映する。 ・土地の形質の変更（盛土・切土）要件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>宅地造成等工事規制区域</th> <th>特定盛土等規制区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①盛土による崖</td> <td>盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</td> <td>盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>②切土による崖</td> <td>切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</td> <td>切土で高さが5m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>③盛土と切土高さ</td> <td>盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）</td> <td>盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）</td> </tr> <tr> <td>④盛土高さ</td> <td>盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）</td> <td>盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）</td> </tr> <tr> <td>⑤盛土又は切土面積</td> <td>盛土又は切土面積をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）</td> <td>盛土又は切土面積をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考：宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の概要について（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の区分は、和歌山県宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（和歌山県）等により、区域の指定状況を確認する。 ・評価基準 <ul style="list-style-type: none"> 5点 : 施設位置において上記要件に該当しない。 4点 : 施設位置が特定盛土等規制区域であり、上記要件のいずれか1つに該当する。 3点 : 施設位置が特定盛土等規制区域であり、上記要件の2つ以上に該当する。 2点 : 施設位置が宅地造成等工事規制区域であり、上記要件のいずれか1つに該当する。 	要件	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	①盛土による崖	盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	②切土による崖	切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土高さ	盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土高さ	盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土面積	盛土又は切土面積をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	盛土又は切土面積をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）
要件	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域																			
①盛土による崖	盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの																			
②切土による崖	切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	切土で高さが5m超の崖を生ずるもの																			
③盛土と切土高さ	盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）																			
④盛土高さ	盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）																			
⑤盛土又は切土面積	盛土又は切土面積をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	盛土又は切土面積をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）																			

項目		配点	内容
			<p>1点 : 施設位置が宅地造成等工事規制区域であり、上記要件の2つ以上に該当する。</p> <p>※備考 盛土規制法を考慮した評価項目を追加する。</p>
② 経済性	1) 建設費	ア 用地取得費	<p>－ 施設の建設における用地取得にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の地価公示・都道府県地価調査、和歌山県地価調査等により施設位置の地価単価（円/m²）を参照し、候補地ごとの用地取得費を算出する。
		イ 土地造成費	<p>－ 施設の建設における造成工事にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <p>平地部(土砂と想定)における造成工事単価を2万円/m²(掘削費0.5万円/m²、盛土費0.5万円/m²、運搬費0.2万円/m²、積込0.2万円/m²、締固め0.2万円/m²、処分0.4万円/m²各費用は他事例等参照)とする。</p> <p>山間部(軟岩と想定)においては、掘削費は平地部の約10倍必要と想定し、山間部の造成工事単価を6.5万円/m²(掘削費5万円/m²、盛土費0.5万円/m²、運搬費0.2万円/m²、積込0.2万円/m²、締固め0.2万円/m²、処分0.4万円/m²)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平地部(土砂と想定)における造成工事単価は、掘削費0.5万円/m³、盛土費0.5万円/m³、運搬費0.2万円/m³、積込0.2万円/m³、締固め0.2万円/m³(各費用は他事例等参照)とする。 山間部(軟岩と想定)においては、掘削費は平地部の約2.4倍(軟岩の単価は土砂の約3倍、山間部における土砂と軟岩の割合は土砂3割、軟岩7割と考えた場合、0.5万円/m³×0.3+0.5万円/m³×3×0.7=1.2万円/m³から想定)必要と想定し、山間部の造成工事単価は、掘削費1.2万円/m³、盛土費0.5万円/m³、運搬費0.2万円/m³、積込0.2万円/m³、締固め0.2万円/m³(各費用は他事例等参照)とする。 切土量と盛土量の収支を踏まえて、外部からの土の搬入、及び外部への搬出が必要な場合は、別途費用(0.4万円/m³)を計上する。 航空写真等をもとに施設位置における平地部と山間部の比率を想定する。また、施設位置における切土量及び盛土量を想定し、候補地ごとの土地造成工事費を算出する。 <p>※備考 造成に係る切土量・盛土量を踏まえて、費用を計上する。</p>
		ウ インフラ整備費(アクセス道路)	<p>－ 施設の建設工事用車両や、運営の収集運搬車両など等の通行に必要なアクセス道路整備にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設位置周辺における道路整備状況を踏まえ、施設位置から幹線道路(道路幅5.5m以上)間の間で整備が必要な道路距離を想定する。当該道路距離に道路整備費単価(8億円/km 他事例等参照)を乗じ、候補地ごとのアクセス道路工事費を算出する。
		エ インフラ整備費(上水道)	<p>－ 運営の用水に必要な上水道整備にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設位置と配水管の上水道給水区域間の距離に水道管新設工事費単価(0.50億円/km[無舗装]もしくは0.83億円/km[車道](いずれも口径75mm)「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」(令和7年3月 国土交通省)参照)を乗じ、候補地ごとの上水道工事費を算出する。 施設位置の配置等から配水池の設置が必要な場合は、配水池設置工事費1.94億円(有効容量は1日の給水量(180m³/日と想定)に対する7日分(180m³/日×7日=1,260m³)を想定。「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」(令和7年3月 国土交通省)における配水池PC造、一式工事の費用関数(工事費(百万円)=1.9905×有効容量(m³)^{0.6415})より試算。)を加算する。
		オ インフラ整備費(排水処理)	<p>－ 運営の排水については、下水道放流もしくは排水クロード(施設内における排水処理)により処理される。構成5市町における下水道普及率はばらつきがあり、候補地によっては下水道整備が困難な場合がある。</p> <p>[下水道普及率](和歌山県内汚水処理人口普及率(和歌山県)参照)</p> <p>田辺市 : 0.1%</p> <p>みなべ町 : 81.3%</p> <p>上富田町 : 29.0%</p> <p>白浜町 : 17.1%</p>

項目		配点	内容
			<p>すさみ町 : 0.0%</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道接続が可能な見込みの場合は、施設位置と下水道計画区域間の距離に下水道管新設工事費単価 0.63 億円/km (持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省・農林水産省・環境省) 参照) を乗じ、候補地ごとの下水道工事費を算出する。 ・下水道接続が不可能な見込みの場合は、排水クローズド (施設内における排水処理) とし、排水処理の方法は焼却施設の排熱による蒸発を想定する。排水処理に排熱を利用する分、発電効率が低下するものとし、売電収入低下分を費用として計上する。売電収入低下分は以下の条件により算出する。また、運営期間は 20 年間と想定する。 <p>※下水道接続の可否については、下水道計画区域の有無や、下水道接続費と排水クローズドの売電収入低下分の比較により判断する。</p> <p>(計算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> - ごみ量 : 32,492t/年 (施設整備基本構想 参照) - 低位発熱量 : 7,641kJ/kg (MJ/t) (施設整備基本構想 参照) - エネルギー回収率 : 18.0% (循環型社会形成推進交付金交付要件 参照) - 排水クローズドによる発電効率低下率 : 1% (高効率ごみ発電施設整備マニュアル (平成 30 年 3 月改定 環境省) 参照) - 発電電力量 : 32,492t/年 × 7,641MJ/t × 18.0% ÷ 3.6MJ/kWh ÷ 1,000 × 20 年 = 248,271MWh/20 年 - 発電電力量 (売電量低下) : 32,492t/年 × 7,641MJ/t × 17.0% ÷ 3.6MJ/kWh ÷ 1,000 × 20 年 = 234,478MWh/20 年 - 売電量低下分 : 248,271MWh/20 年 - 234,478MWh/20 年 = 13,797MWh/20 年 - 売電収入低下分 : 13,797MWh/20 年 × 10 円/kWh × 1,000 = 137,970 千円/20 年 = 約 1.38 億円の損失
	カ インフラ整備費 (送電線)	-	<p>運営の受電 (発電により売電する可能性も含む) に必要な、送電線整備にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別高圧電線に接続するものと想定する。関西電力送配電のマッピング (154kV 未満) 等より送電線位置を把握し、施設位置と送電線間の距離に架空線単価 1 億円/km (送変電設備の標準的な単価の公表について (電力広域的運営推進機関) 参照) を乗じて算出する。
	2) 運営費		
	ア 収集運搬費	-	<p>候補地と各市町における収集運搬諸条件に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町における人口重心を運搬の出発点、施設位置を運搬の終着点と想定し、基本構想で推計したごみ量 (家庭系ごみ及び事業系ごみを対象とする) をもとに、各候補地における収集運搬費用を算出する。また、運営期間は 20 年間と想定する。
	イ 焼却灰等運搬費	-	<p>最終処分場は紀南広域廃棄物最終処分場と想定し、運営における焼却灰及び不燃残渣の輸送にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設位置を運搬の出発点、紀南広域廃棄物最終処分場を運搬の終着点と想定し、基本構想で推計した焼却灰量・不燃残渣量をもとに、各候補地における焼却灰等運搬費を算出する。また、運営期間は 20 年間と想定する。
	3) 合計額		
	ア 1) 建設費 + 2) 運営費	10 点	<p>建設費及び運営費により評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地ごとに 1) 建設費 + 2) 運営費を算出する。 ・評価基準 <p>合計額が最も安価な候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。</p> <p>【点数 = 配点 × 最も安価な候補地の合計額 / 当該候補地における合計額】</p> <p>※点数は小数点以下第 3 位を四捨五入する。</p>
③ 利便性	1) 収集運搬、直接持ち込み	ア 幹線道路からの距離	<p>収集運搬及び直接持込における、幹線道路 (道路幅 5.5m 以上) からのアクセスの容易性に基づいて評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空写真等により、施設位置と幹線道路との直線距離を確認する。 ・評価基準 <p>施設位置と幹線道路の直線距離が最も短い候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。</p> <p>【点数 = 配点 × 最も短い施設位置と幹線道路との直線距離 / 当該候補地における施設位置と幹線道路との直線距離】</p> <p>※点数は小数点以下第 3 位を四捨五入する。</p>

項目		配点	内容
			<p>※備考 ②経済性 1) 建設費 ウ インフラ整備費 (アクセス道路) と重複するため削除</p>
		イ 人口重心(構成5市町全体)からの距離	<p>3点</p> <p>収集運搬及び直接持込における、施設へのアクセスの容易性に基づいて評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空写真等により、施設位置と人口重心(構成5市町全体)との直線距離を確認する。 ・評価基準 施設位置と人口重心(構成5市町全体)との直線距離が最も短い候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。 【点数 = 配点 × 最も短い施設位置と人口重心(構成5市町全体)との直線距離 / 当該候補地における施設位置と人口重心(構成5市町全体)との直線距離】 <p>※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。</p>
④ 地域との合意形成	1) 用地取得の実現性	ア 地権者数	<p>3点</p> <p>地権者数に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿により、施設位置の地権者数を確認する。 ・評価基準 最も地権者数が少ない候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。 【点数 = 配点 × 最も少ない地権者数 / 当該候補地における地権者数】 <p>※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。</p>
		イ 地上権数・抵当権数	<p>7点</p> <p>地上権数及び抵当権数に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿により、施設位置の地上権数及び抵当権数を確認する。 ・評価基準 <p>⊕7点 : 施設位置における地上権数及び抵当権数の合計が0</p> <p>⊖2点 : 施設位置における地上権数及び抵当権数の合計が1</p> <p>×0点 : 施設位置における地上権数及び抵当権数の合計が2以上</p>

※各評価項目は、用地選定検討委員会やパブリックコメントにおける意見を踏まえて適宜見直す。評価項目の見直しを踏まえ、評価項目間の重要度等を考慮し、各評価項目の配点を決定する。